

第5 防災センター◆

防災センターの設置、位置及び構造に関する事項を下記のとおり定める。

1 設置対象物

- (1) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 延べ面積 50,000 m²以上の防火対象物
 - イ 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000 m²以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が1,000 m²以上の地下街
- (3) 令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000 m²以上のもの
 - イ 地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が20,000 m²以上のもの
- (4) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000 m²以上のもののうち、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの。
 - ア 令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備
 - イ 令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式を除く。)、又は粉末消火設備(移動式を除く。)
- (5) 地階の床面積の合計が、5,000 m²以上のもの
- (6) 前(1)～(5)に掲げる防火対象物のうち、次のいずれかに該当する場合は、防災センターを設置しないことができる。
 - ア 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第2条第1号に規定する特定共同住宅等。
 - イ 防火対象物の利用、管理等の状況から消防用設備等の設置に係る特例が適用され、集中監視すべき消防用設備等が設置されていない防火対象物。

2 位置及び構造等

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で、外部から容易に出入でき、かつ、非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置に設けること。

なお、避難階以外の階に設ける場合には、避難階から専用の経路を有するなど、その独立性を確保することが必要となる。

- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し、開口部には防火設備（出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (3) 壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には、建基令第112条第1項に規定する特定防火設備であつて、同条第19項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けること。
- (5) 常用の照明が消えた場合にあつても、有効な照度を確保できる設備を設けること。
- (6) 総合操作盤等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災センター要員等からの情報提供等が有効に行えるよう配置すること。
- (7) 防災センターの床面積は概ね40㎡とすること。
- (8) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨の表示をすること。